

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

323百万円(185百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に成立した自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県において自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。さらに、平成19年5月に改正自動車NOx・PM法が成立し平成20年1月から施行されており、局地汚染対策及び流入車対策の着実な実施を図ることが必要である。

このため、自動車交通環境影響総合調査、総量削減対策の進行管理のための調査、局地汚染対策支援事業、局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性を検討する調査を、引き続き実施する。

また、自動車ユーザーや荷主に対して自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度の一層の周知徹底を図るとともに、燃費基準達成の自家用トラック・バス等を導入するに際し、車両補助を実施する。

2. 事業計画

| 項 目 | H20 | H21 | H22 |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|
| 自動車交通環境影響総合調査(H14～) | | | → |
| 総量削減対策進行管理検討調査(H14～) | | | → |
| 局地汚染対策支援事業(H19～) | | → | |
| 局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査(H19～) | | → | |
| 自動車NOx・PM法適合車使用推進事業(新規) | | | → |
| 自動車環境配慮推進事業(新規) | | ←→ | |

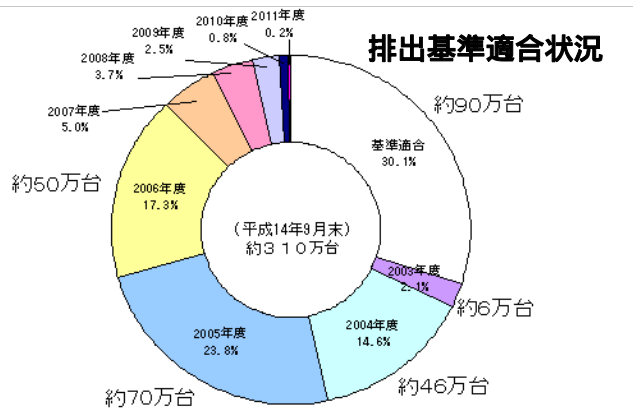
3. 施策の効果

総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

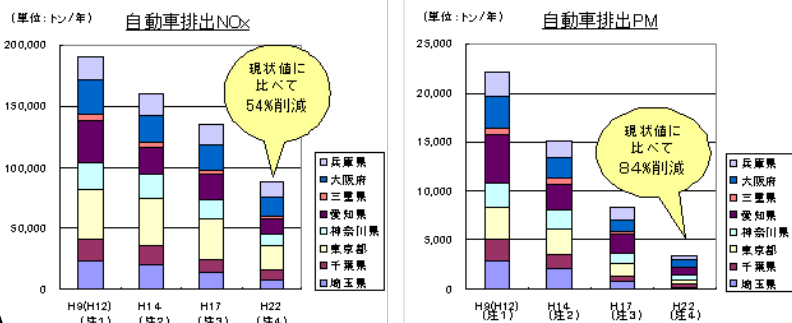
自動車NOx・PM法

国：車種規制(新車への代替)



自治体：総量削減計画

自動車NOx・PM法に基づく削減目標



事業者：自動車使用管理計画

自動車総合調査

- ・交通量の把握
- ・車種代替状況の把握
- ・流入車の状況の把握

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特殊自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

進行管理調査

注1) 各都府県が策定した総量削減計画(低公害車の普及・交通流対策等)に盛り込まれている現状値(東京都:H12,その他の7府県:H9)の累計
 注2) 平成14年度推計値
 注3) 総量削減計画に定められた中間目標値
 注4) 総量削減計画に定められた目標値

関連調査等

局地汚染対策支援事業

- ・交通流対策
- ・交通需要の調整
- ・荷捌き場の整備 等



局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



自動車NOx・PM法適合車使用推進事業

- ・適合車を率先利用するなどの優良事例集の作成 等



自動車環境配慮推進事業



平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成